

施設園芸農業者の皆様へ

近年、台風や大雪などの自然災害が多発しています。農業用ハウスは経営に不可欠な生産施設です。

今後も起こり得る自然災害等に備えて、公的な保険制度である農業保険に加入しましょう！

農業保険では、掛金の原則50%（収入保険の積立金は75%）を国が負担します。

[災害対策は、農業保険への加入が基本です。特別な対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。]

園芸施設共済と収入保険のセットでの加入をお勧めします！

<園芸施設共済>

- 自然災害等で農業用ハウスや附帯施設が損壊した場合に補償します。
- 共済掛金は1.2%程度（パイプハウスの本体の全国平均）です。
- 農業用ハウスを所有又は管理する農業者が対象です。

<収入保険>

- 自然災害や価格低下などで、農産物の販売収入が減少した場合に補償します。
- 保険料率は1.08%（50%の国庫補助後）です。
- 青色申告をしている農業者が対象です。

平成30年4月から補償が拡充されました！

- ◆ パイプハウスの本体の共済掛金が全国平均で約1割下がりました。また、危険段階別の共済掛金率により、共済金の支払の少ない農業者の掛金は更に下がります。
- ◆ 被覆材（農ビ、農POの一部）の補償価額を引上げました。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

園芸施設共済の概要

園芸施設共済の対象

- ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

※ 農業者の選択により、附帯施設、施設内で栽培する農作物も対象にできます。
(ただし、収入保険に加入する場合は、施設内農作物は園芸施設共済の対象にできません。)

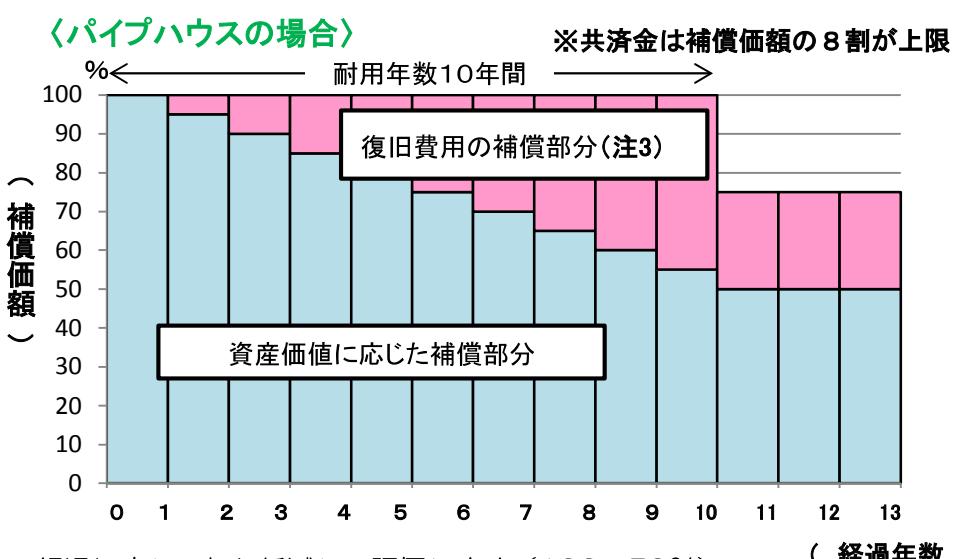
補償期間

- 共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

- 施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の8割を上限に共済金を支払います(注2)。

※ 農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。



(注1) 資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します（100～50%）。

(注2) 1棟ごとに、損害の額が3万円（又は補償価額の10%）を超えた場合に共済金を支払います。

(注3) 復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

共済掛金（1年間分）、共済金の試算例（10a当たり）

(19mmパイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後1年未満)、付保割合8割)

	設置後4年経過の施設 (資産価値276万円)		設置後10年経過の施設 (資産価値222万円)	
	本体のみ	本体 +復旧費用	本体のみ	本体 +復旧費用
農業者が支払う 共済掛金	26,429円	28,957円	21,258円	24,418円
半損になった場合に 支払われる共済金	110万円	125万円	89万円	107万円
全損になった場合に 支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。